

後期高齢者医療のお知らせ～保険料軽減の見直しについて～

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました ■

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 所得割の軽減の範囲が見直されました ■

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直されました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円引いた額が58万円以下の方	5割軽減



【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円引いた額が58万円以下の方	2割軽減

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました ■

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

区 分	所 得 割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減



【平成29年度】から

区 分	所 得 割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

▶ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

平成29年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

☎ お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011-290-5601

福祉課 国保医療年金係

☎ 68-7004 (課直通)

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{〈所得のめやす〉} = 118\text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が届きます。引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成28年度に保険料納付を猶予されている方で、平成29年度も引続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されています。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成29年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、留萌年金事務所にご連絡ください。

☎ お問い合わせ

留萌年金事務所国民年金課 ☎0164-43-7212

福祉課国保医療年金係 ☎68-7004 (課直通)